

県立図書館管理規則の一部改正について

1 目的

令和6年度末をもって、視聴覚ライブラリーを廃止するなどのため、所要の改正を行うもの。

2 改正の理由

視聴覚ライブラリーは、図書館法に基づく機関ではなく、図書館とは異なる目的をもったものであり、本県では、昭和63年に当時の社会教育課から県立図書館に移管され、現在に至っている。

現在、県立図書館内で管理している視聴覚ライブラリーの資料については、深刻な劣化や再生機器の製造中止などの理由により、このままでは貴重な資料を県民に提供できなくなるおそれがあるため、デジタル化が望ましいが著作権上の制約がある。

一方で図書館資料については著作権法第31条第1項第2号の規定により、保存のため必要がある場合は複製することができることから、視聴覚ライブラリー資料を図書館資料として受入れ、資料保存のための複製（デジタル化）を可能とするための、視聴覚ライブラリー廃止に伴う改正のほか、所要の改正を行うものである。（平成24年に図書館条例を改正した際、改正が漏れていた第1条の規定を改める。）

3 改正の内容

- (1) 第1条の規定中「条例第6条」を「条例第3条」に改める。
- (2) 第5条第3号の規定中「視聴覚ライブラリーに関すること」を「視聴覚事業に関すること」に改める。
- (3) 第10条第2号の規定中「視聴覚ライブラリー」を削除する。

4 施行期日

令和7年4月1日

県立図書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月 日

宮崎県教育委員会教育長 黒木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第 号

県立図書館管理規則の一部を改正する規則

県立図書館管理規則（昭和63年宮崎県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項及び県立図書館条例（昭和25年宮崎県条例第49号）第6条の規定に基づき、県立図書館（以下「図書館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項及び県立図書館条例（昭和25年宮崎県条例第49号） <u>第3条</u> の規定に基づき、県立図書館（以下「図書館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。
(情報提供課)	(情報提供課)
第5条 情報提供課の分掌事務は、次のとおりとする。	第5条 情報提供課の分掌事務は、次のとおりとする。
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
(3) <u>視聴覚ライブラリー</u> に関すること。	(3) <u>視聴覚事業</u> に関すること。
(4)～(7) [略]	(4)～(7) [略]
(開館時間)	(開館時間)
第10条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。	第10条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 児童図書室、特別展示室、 <u>視聴覚ライブラリー</u> 、研修ホー	(2) 児童図書室、特別展示室、研修ホール、研修室及び視聴覚

ル、研修室及び視聴覚室 午前9時から午後5時まで

室 午前9時から午後5時まで

2 [略]

2 [略]

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

アナログ映像資料をこれからもご利用できるように

～視聴覚資料の新たな活用について～

宮崎県立図書館



「視聴覚ライブラリーの資料」から『**県立図書館資料**』へ

宮崎県立図書館に保管されている16ミリフィルムやVHSテープといったアナログ映像資料は、深刻な劣化やVHSテープの再生機器の製造が中止されるなどの問題に直面しており、このままでは昭和から平成時代の貴重な資料を県民の皆様提供できなくなるおそれが出てきました。

この課題を解決するために、令和7年4月1日から「宮崎県視聴覚ライブラリーの資料」を『**県立図書館資料**』に変更し、資料のデジタル化を進めていくことで、貴重な資料の保存とサービスの充実に取り組んでまいります。



今回の変更により、**サービスが充実**します!



新たにできること

- ① 16ミリフィルムなどの映像をデジタル化し、貴重な資料を守り続けることができます。
- ② 視聴覚資料(一部)を個人で借りることができます。

引き続きできること

- ① 図書館シアターで映画を鑑賞できます。
- ② 館内のAVコーナーで映像資料を見ることができます。
- ③ 団体貸出のご利用ができます。



Q&Aコーナー



Q 視聴覚ライブラリーって何?

16ミリ映画フィルムなどの提供を行うもので、もともとは戦後の占領政策下で社会教育充実を図る映画上映のためにできたものです。本県では、昭和23年に設置されました。

Q 視聴覚ライブラリーってどこにあった?

「宮崎県視聴覚ライブラリー」という独立した施設はありません。県立図書館の視聴覚資料室を「視聴覚ライブラリー」としていました。

Q 図書館資料になることでできることが増えるのはなぜ?

著作権法や図書館法により、保存のための複製やサービスができるようになるからです。視聴覚ライブラリーの資料では、著作権法により、これらができませんでした。